

墓地・納骨堂の廃止許可申請について

◆墓地・納骨堂を廃止するときは、以下の書類を提出し、市長の許可を受けなければなりません。

提出書類

(1) 墓地等廃止許可申請書(様式第10号)

(2) 添付書類

- ① 改葬が完了していることを証する書類(改葬許可証の写しなど)
- ② (申請者が法人の場合) 墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類
- ③ 当該墓地等の登記事項証明書
- ④ 当該墓地等が記載された公図
- ⑤ 現況写真

◆廃止を許可するときは、許可証を交付します。(標準処理期間30日)

根拠法令

○墓地、埋葬等に関する法律

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

○伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例

第6条

4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引き続き法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営しようとする者があるときは、この限りでない。

○伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則

第10条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可(以下「廃止許可」という。)を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬が完了していることを証する書類
- (2) 申請をする者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- (3) 申請をする者が法人(条例第6条第1項第2号及び第3号に規定する法人をいう。)である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第11条 市長は、経営許可、変更許可又は廃止許可の申請があった場合において、許可をするときは許可書(様式第11号)を、許可をしないときは不許可書(様式第12号)を当該申請をした者に交付するものとする。

問い合わせ先

提出先

伊勢崎市環境部環境政策課(環境企画係)

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21 管理棟2階

(電話) 0270-27-2733 (FAX) 0270-27-5388

(E-MAIL) kankyous@city.isesaki.lg.jp